

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧
(平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計 5 件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 26 年 3 月 4 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
2	平成 26 年 3 月 6 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
3	平成 26 年 3 月 6 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
4	平成 26 年 3 月 6 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
5	平成 26 年 3 月 6 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

再意見書

平成26年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

この度は、「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、再意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。
以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

再意見提出者 イー・アクセス株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>2. 光ファイバケーブルの耐用年数について (略)</p> <p>従って、現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。</p>	<p>【耐用年数の見直しについて】</p> <p>光ファイバの耐用年数を見直すべきとの各社殿ご意見に賛同します。</p> <p>平成19年8月に公表された、電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書にて、「そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。」(※1)との考え方が示されている点も踏まえ、光ファイバケーブルの使用実態を調査した上で、現行の耐用年数と実際の使用年数に乖離がある場合には、実態に則した耐用年数に見直すべきと考えます。</p> <p>(※1) 平成19年8月 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書 第5章 1.</p>
ソネット株式会社	<p>3. 各種費用について (略)</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等にあわせた定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>1. 乖離額調整制度について (略)</p> <p>将来原価方式は申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものです。また将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうことになるため、原則として認めるべきではないと考えます。</p> <p>仮に接続事業者の需要に係る不確定要素が大きい等により特例を認めるとしても、従来のように無条件ですべての乖離額を調整する方式ではなく、乖離が発生した要因を詳細に検証し、NTT東西殿のフレッツ光等の販売が振るわず需要予測が下回った場合やコスト削減が計画通り進まなかった場合等NTT東西殿に起因する要因に係る部分については乖離額調整を認めないといった対応が必要であると考えます。</p>	<p>【乖離額調整制度について】</p> <p>乖離額調整制度を認めた場合には、「NTT東西殿のコスト削減インセンティブが十分に機能しない」ことや、「接続事業者の予見性が確保出来ない」といった課題があることから、ソフトバンク殿ご指摘の通り、基本的には認めるべきではないと考えます。</p> <p>ただし、仮に乖離額調整制度をやむを得ず認める場合には、乖離額発生要因の適正性について十分な検証が必要であり、そのためには、「NTT東西殿によるコスト削減施策とその効果」等の情報を開示いただく必要があると考えます。</p>

以上

再意見書

平成 26 年 3 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、
平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1. 配賦基準の見直し内容の情報開示について	イー・アクセス株式会社	<p>(P.1)</p> <p>【配賦基準の見直し内容の情報開示について】</p> <p>(前略)</p> <p>本見直しについては、加入光ファイバ、及びドライカップパを利用する接続事業者双方の事業運営に大きな影響を与えることから、見直しの効果や適正性を把握可能とすると共に、将来的な環境変化に伴い再度配賦基準の見直しを検討する場合の判断材料とすべく、例えば、以下の情報をNTT東西殿に開示いただく必要があると考えます。</p> <p><開示を要望する情報></p> <p>① 見直し前後の配賦基準(比率)</p> <p>② 配賦基準毎の見直し影響額(ドライカップパ・加入光ファイバ)</p>	<p>イー・アクセス株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれましては、接続料の透明性、予見性向上の観点から、接続事業者の要望に応じ、可能な範囲で情報開示に応じて頂きたいと考えます。</p>
2. 各種費用について	KDDI株式会社	<p>(P.2)</p> <p>○加入光ファイバ接続料について</p> <p>(前略)</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間の見直し等により、更なる低廉化を図ることが必要</p>	<p>耐用年数等の見直しにより、接続料の更なる低廉化を図るべきという各社殿の意見に賛同します。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	ソネット株式会社	<p>であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>3. 各種費用について</p> <p>FTTH サービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等にあわせた定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p>	
3.光配線区画の適正化	KDDI株式会社	<p>(P.2)</p> <p>○光配線区画の適正化 (前略)</p> <p>H25年9月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT 東日本で約 58、NTT 西日本で約 37 となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えるべきではありません。弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、未だに NTT 東日本で約 31 世帯、NTT 西日本で約 24 世帯程度であり、NTT 東・西が主張</p>	<p>1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施すべきという各社殿の意見に賛同します。</p> <p>光配線区画に係る収容世帯数の情報は事業を検討する上で重要な指標となります。大規模マンション等を含む数字では実態を反映していないため、まずは大規模マンション等の世帯数を除外した数値を開示するとともに、その数値に基づき配線区画の適正化を実施する必要があると考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>する平均 50 世帯、40 世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>(後略)</p>	
	ソネット株式会社	<p>2. 光配線区画について</p> <p>シェアアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。また、光配線区画の見直しについては、NTT 東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。</p> <p>接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT 東西様が主張されている平均世帯数(NTT 東日本様においては平均 50 世帯)の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。</p>	

以上

再意見書

平成26年3月6日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう ばん ごう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏 名 西日本電信電話株式会社
むらお かずとし
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

—平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る接続約款の措置—

平成26年3月6日
西日本電信電話株式会社

<H26以降の加入者光ファイバ接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>配賦見直し影響緩和措置 (予見性確保)</p>	<p><認可申請前に接続料水準や影響緩和措置の詳細について開示すべきとのご意見></p> <p>今回、メタル回線のコストの在り方に関する検討会（以下、メタル検討会）報告書を受けて講じられた施設保全費の配賦基準の見直しは、ドライカップ接続料の低廉化に一定の効果があったと考えます。</p> <p>しかしながら、加入光ファイバ接続料、及びドライカップ接続料双方における影響緩和措置の詳細（措置の発動有無、算定方法、影響額等）が認可申請前に開示されなかったため、平成26年度以降の接続料水準が事業運営に与える影響を接続事業者が事前に把握出来なかった点が課題であると考えます。</p> <p>上記を踏まえて、平成27年度以降の接続料については、例えば、毎年10月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、ドライカップ接続料、及び加入光ファイバ接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報をNTT東西殿に開示いただくといった、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>今回のように加入者光ファイバの接続料を将来原価方式で算定する場合には、直近の実績等を踏まえて需要及びコスト等を認可申請直前まで検討しており、加入者光ファイバの接続料水準や、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき実施した加入者光ファイバとメタル回線との影響緩和措置に係る情報について、認可申請より以前に開示することは難しいと考えています。</p> <p>メタル回線に係る実績原価や稼働回線数等については10月末に情報開示をしていますが、その時期には、次年度の接続料申請に向けて加入者光ファイバも含め多数の接続料の算定を実施しているところであり、こうした算定に係る稼働が膨大であることから、同時期に同様の情報を開示することは極めて困難です。</p> <p>なお、メタル回線に係る予見性確保という観点からすれば、今後は今回申請した加入者光ファイバとメタル回線との間の影響緩和額は変えずに、それぞれで乖離額調整を実施することが適切であると考えており、加入者光ファイバの情報が無いとメタル回線に係る予見性が確保されないということにはならないと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し影響緩和措置 （平成 27 年以降の接続料）	<p> <平成 27 年以降の接続料が乖離額調整によって前年度を上回った場合、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じるべきとのご意見> </p> <p> 平成 27 年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整によって今回申請された料金よりも上昇し、前年度を上回る可能性があります。 </p> <p> マイグレーションが進展している状況の中、移行先の 1 つである光ファイバ接続料が上昇するようなことがあれば、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方のユーザー利便を損なう恐れがあると考えます。 </p> <p> したがって、乖離額調整により光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要と考えます。 </p> <p> 【KDDI 株式会社】 </p>	<p> 原則、適正な原価に基づき各機能の接続料を算定することが適切であると考えますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書において、配賦方法の見直しを行った結果、加入者光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、影響緩和措置を実施することとされたことから、今回は例外的にメタル回線との間で影響緩和措置を実施したものです。したがって、このような措置は最小限にとどめる必要があり、既に今回の申請において影響緩和措置を行っていることから、基本的にはこれ以上の追加の影響緩和措置を実施すべきではないと考えます。 </p> <p> また、平成 27 年度以降の接続料において、仮に加入者光ファイバ接続料が前年を上回った場合、メタル回線に追加的な負担を求めるといった影響緩和措置を再度実施することは、関係事業者の理解を得ることが困難になると想定されます。 </p> <p> したがって、平成 27 年度以降の接続料において、平成 25 年度以降に発生する乖離額調整については、今回申請した影響緩和額は変えずに、加入者光ファイバとメタル回線のそれぞれで実施することが適切であると考えています。 </p>

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し影響緩和措置 (合理性の検証)	<p> <配賦見直し影響緩和措置の合理性について審議会等の公の場で議論すべきとのご意見> NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものであり、メタル回線とは位置付けが異なるものです。 よって、その加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。 今回の接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該報告書(案)への意見に対する総務省殿考え方(考え方16)において、「影響緩和措置をとる場合においては、接続料の認可申請を受けて、総務省において影響緩和措置の合理性を含め審査がなされることとなる。」とあります。光ファイバ接続料が競争環境に与える影響を鑑み、当該措置の合理性については、メタル回線と光ファイバの両接続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたつて厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。 </p>	<p> 平成26年度及び平成27年度の配賦見直し後の加入者光ファイバの料金が現行接続料を上回る水準となったことから、「メタル回線のコストの在り方について」報告書を踏まえ、加入者光ファイバからメタル回線に影響緩和措置を行っているものであり、恣意的な接続料の設定を行っているものではありません。 なお、本報告書において、加入者光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、以下の通りとされています。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、配賦方法の見直しの影響を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当 ・加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の要否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当 ・配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しが接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し影響緩和措置 (合理性の検証)	<p>す。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>加入光ファイバ接続料について、今回の認可申請においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しを実施し、更に接続料上昇を抑える影響緩和措置が講じられています。</p> <p>設備コストと乖離した恣意的な接続料設定は公正な競争を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、設備競争や技術革新が起こらずに、結果として、国民が不利益を被ることに繋がることから、実施すべきではありません。</p> <p>影響緩和措置の合理性については、接続料の低廉化チェックだけではなく、当該措置が競争環境に与える影響を十分に考慮し、審査されるべきであり、その審査内容についても、審議会や接続委員会等の公の場で議論することが重要と考えます。</p> <p>【東北インテリジェント通信株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し	<p>＜光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような措置はとるべきではないとのご意見＞</p> <p>メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、日本再興戦略でも、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、更なるマイグレーションの促進や競争促進のためにも、継続的な低廉化が必要です。</p> <p>今回申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに引き続き低廉化傾向が維持されていますが、本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、ドライカップ接続料を抑制するために、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しより、接続料が前年度と比べ上昇してしまうところを、激変緩和措置を講ずることによって、低廉化傾向が維持されている状況となっています。</p> <p>ドライカップ接続料を抑制するためには、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申からの要請にあるとおり、一義的には、NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は本来取るべきではないと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>「本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた」とは何を意味しているのか不明ですが、今回申請した加入者光ファイバの接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第4章第2節（3）において適切とされている配賦基準の見直しを反映して算定を行っているものであり、当社としては、適正な原価に基づいて、接続料算定を行っています。</p> <p>したがって、今回の配賦方法の見直しを捉えて、「光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応」というご指摘には当たらないものと考えます。</p> <p>また、ドライカップ接続料の抑制にあたっては、従前からの新規投資の抑制等に加え、業務実施方法の見直しによる設備点検業務や故障修理業務の効率化、開通系システムの改善による事務処理稼働の削減、といった取り組みにより、引き続きアクセス回線に係るコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>しかしながら、こうしたコスト削減努力を前提としても、メタル回線需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>なお、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第1章においても、「メタル回線については、今回のコストの見直しを実施しても、今後も急激な需要の減少が続く場合には、接続料が上昇となる可能性が高い」とされています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し	<p>＜配賦見直しの具体的な見直し内容や影響額を開示すべきとのご意見＞</p> <p>メタル検討会報告書を受け、平成24年度および平成25年度に施設保全費の配賦基準が見直されており（平成24年度：電柱等・土木設備、平成25年度：ケーブル保守に係る費用）、今回申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の設備コストにおいても、当該見直し内容が反映されております。</p> <p>しかしながら、これら配賦基準の見直し内容については、現状、接続事業者が開示されておらず、接続事業者側から適正性を判断することは困難です。</p> <p>本見直しについては、加入光ファイバ、及びドライカップを利用する接続事業者双方の事業運営に大きな影響を与えることから、見直しの効果や適正性を把握可能とすると共に、将来的な環境変化に伴い再度配賦基準の見直しを検討する場合の判断材料とすべく、例えば、以下の情報をNTT東西殿に開示いただく必要があると考えます。</p> <p>＜開示を要望する情報＞</p> <p>① 見直し前後の配賦基準（比率）</p> <p>② 配賦基準毎の見直し影響額（ドライカップ・加入光ファイバ）</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>平成24年度及び平成25年度に実施した配賦基準の見直し内容については、「メタル回線のコストの在り方について」報告書第4章に記載されており、当社はその内容に従って配賦基準の見直しを実施しています。具体的には、電柱・地中設備については、架空ケーブル長比や管路ケーブル長比等により配賦していたものを、平成24年度より契約数比による配賦に見直しています。故障修理に係る施設保全費については、故障修理件数比により配賦していたものを、平成25年度より故障修理稼働時間比による配賦に見直しています。工事の設計・施工に係る施設保全費については、総芯線長比により配賦していたものを、平成25年度からは稼働調査により費用の内訳を設計業務に係るものと施工業務に係るものに区分した上で、設計業務についてはケーブル長比、施工業務は総芯線長による配賦に見直しています。</p> <p>ご指摘の見直し前後の配賦比率については、電柱・地中設備については下表の通りですが、故障修理及び工事の設計・施工に係るものの配賦基準については、入札等に影響する経営情報であるため、公表は差し控えさせていただきますと考えています。また、配賦基準毎の見直し影響額についても同様の理由により公表は差し控えさせていただきますと考えていますが、加入者光ファイバ及びドライカップの原価への影響は下表の通りです。</p> <p>なお、上記の情報については、今回申請した接続料の妥当性を検証可能とするため、総務省には提供を行っているところであり、総務省及び審議会において適正性の検証は可能であるものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見																																										
配賦見直し		<p data-bbox="1182 212 2058 268"><電柱・地中設備に係る配賦見直し前と配賦見直し後の配賦比率> (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="1182 272 2058 483"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">見直し前※</th> <th colspan="2">見直し後</th> </tr> <tr> <th>メタル</th> <th>光ファイバ</th> <th>メタル</th> <th>光ファイバ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱等</td> <td rowspan="2">H24実績</td> <td>82.2</td> <td>17.8</td> <td rowspan="2">69.3</td> <td rowspan="2">30.7</td> </tr> <tr> <td>地中設備</td> <td>69.3</td> <td>30.7</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1182 491 1536 523">※見直し前の数値は試算値</p> <p data-bbox="1182 571 2058 643"><加入者光ファイバ及びドライカップに係る配賦見直し前と配賦見直し後の原価> (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1182 675 2058 879"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>見直し前※</th> <th>見直し後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光ファイバ</td> <td>H24実績</td> <td>106,836</td> <td>117,923</td> <td>11,087</td> </tr> <tr> <td>H25見込</td> <td>107,358</td> <td>124,792</td> <td>17,434</td> </tr> <tr> <td>ドライカップ</td> <td>H24実績</td> <td>258,984</td> <td>246,805</td> <td>▲12,179</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1182 890 1536 922">※見直し前の数値は試算値</p>						年度	見直し前※		見直し後		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ	電柱等	H24実績	82.2	17.8	69.3	30.7	地中設備	69.3	30.7		年度	見直し前※	見直し後	増減	光ファイバ	H24実績	106,836	117,923	11,087	H25見込	107,358	124,792	17,434	ドライカップ	H24実績	258,984	246,805	▲12,179
	年度	見直し前※		見直し後																																								
		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ																																							
電柱等	H24実績	82.2	17.8	69.3	30.7																																							
地中設備		69.3	30.7																																									
	年度	見直し前※	見直し後	増減																																								
光ファイバ	H24実績	106,836	117,923	11,087																																								
	H25見込	107,358	124,792	17,434																																								
ドライカップ	H24実績	258,984	246,805	▲12,179																																								

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整制度	<p>＜乖離額調整制度は原則として認めるべきではなく、仮に認めたとしてもNTT東西に起因する乖離額については乖離額調整を認めるべきではないのご意見＞</p> <p>東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ接続料は、将来原価方式にて算定されていますが、この将来原価方式においては、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第12条の2第1項で調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の将来原価への算入は原則として認められていません。しかしながら、自社、他社とも需要を積極的に見積もっていること等の理由で平成26年度からの3カ年の接続料の乖離額調整について、接続料規則第3条ただし書きによる許可を求める申請が行われています。</p> <p>将来原価方式は申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものです。また将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうことになるため、原則として認めるべきではないと考えます。</p> <p>仮に接続事業者の需要に係る不確定要素が大きい等により特例を認めるとしても、従来のように無条件ですべての乖離額を調整する方式ではなく、乖離が発生した要因を詳細に検証し、NTT 東西殿のフレッツ光等の販売が振るわず需要予測が下回った場合やコスト削減が計画通り進まなかった場合等 NTT 東西殿に起因する要因に係る部分については乖離額調整を認めないといった対応が必要であると考えます。</p>	<p>将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の実原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、今回の接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>仮に、こうした差額を調整する仕組みが存在せず、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、申請者としては、自社他社ともに将来需要は極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>また、費用や投資についても、積極的に見積もった需要を基に、最小限となるように効率化や単価低減を織り込んで算定していますが、需要の場合と同様に、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、費用や投資についても極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社の利用部門が負担しており、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。したがって、当社としては、効率的な業務運営を行う必要があるため、このような業務運営を行った結果として乖離額が発生した場合は、当社も含めた利用事業者にて十分に負担すべきものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整制度	【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	なお、平成22年度実績で▲61億円、平成23年度実績で▲60億円をそれぞれ翌々期の接続料原価を引き下げる調整を行っています。

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数	<p>＜光ファイバケーブルの耐用年数を見直すべきとのご意見＞</p> <p>メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数（13年）を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に見直される結果となりました。</p> <p>上記の考え方と同様に、加入光ファイバ接続料に係る設備（光ファイバ等）についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数（架空15年、地下21年）と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>加入光ファイバ接続料の算定に用いられる光ファイバケーブルの耐用年数については、架空ケーブル15年、地下ケーブル21年となっています。一方メタルケーブルについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」での検討の結果、平成25年度より光ファイバケーブルの2倍近い架空ケーブル28年、地下ケーブル36年となっています。</p> <p>平成25年11月28日付の接続料規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見書でも申し上げたとおり、ケーブルの耐用年数を決定する要因は、①ケーブルの劣化、②支障移転、③その他天災や事故等と考えられますが、②の支障移転及び③のその他天災や事故等は光ファイバ、メタルとも同程度に発生すると考えられるため、この耐用年数の差は①のケーブルの劣化によるものと想定されます。</p> <p>ケーブルは被覆材と芯材から構成されますが、被覆材</p>	<p>光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、耐用年数の見直しにあたっては、物理的な耐久性だけではなく、例えば、技術革新による設備の陳腐化に伴う更改や支障移転等の外生的な要因による撤去といった耐久性以外の要素も考慮することがあるため、一概に素材の耐久性のみを以って比較することは出来ないものと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数	<p>は光ファイバ、メタルとも同種の材料を利用しており耐久性は同程度と考えられます。芯線の材料は異なるため単純には比較できないものの、光ファイバケーブルの芯材がメタルケーブルの芯材と比較して大幅に耐久性が低いとは考えられません。NTT 東日本殿の光サービス紹介ウェブページ(※1)上には、メタルケーブルと比較した際の光ファイバケーブルのメリットとして「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」との記載があり、NTT 東日本殿も光ケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐久性を有すると認識されているものと考えられます。</p> <p>従って、現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。</p> <p>※1NTT 東日本殿ウェブページひかり LAN (FTTD) : http://www.ntt-east.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavri 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
需要	<p>＜将来原価方式算定において、需要を積極的に見込むべきのご意見＞</p> <p>平成26年度から28年度までの3年間を算定期間とする「将来原価方式」の採用につきましては賛同致しません。しかしながら、今回申請がなされている接続料金につきましては、過年度と比較して低廉化傾向が緩やかになっており、市場の活性化を図るためには光ファイバ接続料金のさらなる低廉化が必要であると考えます。特に、光ファイバの需要については、市場の拡大が継続していることを鑑みても積極的に需要を見込む必要があると考えます。</p> <p>【ソネット株式会社】</p>	<p>今回の申請においては、光ファイバ需要の伸びが鈍化している中、合理的な範囲で、自社他社問わずに需要拡大を最大限積極的に見積もって算定しており、これ以上の需要の上積みは適切ではないと考えています。</p> <p>なお、今回の申請においても、これまでと同様にコスト削減等を最大限織り込み算定していますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき、光ファイバとメタル間の配賦方法の見直しを行ったことにより、接続料の低廉化傾向は緩やかになっています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
スタックテスト	<p>＜配賦見直し影響緩和措置前の接続料でスタックテストを行うべきとのご意見＞</p> <p>「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に基づき、接続料水準の妥当性について検証されていますが、本ガイドラインでは、「一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定されることにかんがみ、接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料の認可時等に、接続料と利用者料金の関係についての検証（スタックテスト）を行うことが適当」とされています。このことから、スタックテストを行うにあたっては、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利用者料金との関係について検証されるべきであり、激変緩和措置後の接続料でなく、激変緩和措置前の接続料（光ファイバのコストをメタル回線に付け替える前の接続料）を用いるべきと考えます。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>スタックテストは、実際に適用される接続料の水準が不当でないことを確認するための制度であることから、配賦見直し影響緩和措置後の適用接続料で実施することが適切であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p><故障修理時間や平均的な使用年数等を見直すべきのご意見></p> <p>シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>今回、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額ともに、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで低廉化が図られているかどうかといった観点から考えることが重要です。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間の見直し等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>FTTHサービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等にあわせた</p>	<p>光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正であるものと考えています。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを見直すような技術・環境の変化等が無いことから、現行の平均的な使用期間は適切なものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p> <p>【ソネット株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画の適正化	<p>＜光配線区画の世帯数の適正化、見直し内容等の開示を行うべきとのご意見＞</p> <p>光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>現在、NTT東・西の公開情報には、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新のH25年9月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT東日本で約58、NTT西日本で約37となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアードアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えるべきではありません。弊社で確認したシェアードアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、未だにNTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>光配線区画の見直し状況については、見直しが完了するまでの間、半年毎に総務省にその状況を報告することになっていますが、接続事業者においても、自社が展開するビル又は展開を予定するビルにおける見直し状況は重要な情報であることから、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」に、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果（見直しを実施した光配線区画において、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数がどれだけ向上したか等）といった情報を追加して開示することが望ましいと考えます。</p>	<p>当社は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上で、より効率的に設備運営を行えるよう光配線区画を設定しています。</p> <p>大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせることにより、接続事業者はシェアードアクセス方式を用いて各世帯にサービス提供することが可能となっています。</p> <p>また、小・中規模マンションの場合は、周辺の戸建て住宅とマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせる、あるいは、分岐端末回線を宅内まで引き通すことにより、接続事業者は、シェアードアクセス方式を用いて、各世帯にサービス提供することが可能となっています。</p> <p>このように、接続事業者は、マンションの規模に関わらず、シェアードアクセス方式とするかシングルスター方式とするかを自由に選択することが可能であることから、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数にマンションにおける施設数が含まれていることは適切であると考えます。</p> <p>光配線区画の拡大にあたっては、接続事業者から要望があれば、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けの新たな光配線区画を設定する考えであり、接続事業者向けの光配線区画のトライアルについては、平成24年5月に関係事業者の方々に対して説明会を開催しております。</p> <p>また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを行っています。</p> <p>上記に加え、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には、新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう、取り組んでいるところです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画の適正化	<p data-bbox="427 212 696 240">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="416 292 1155 643">シェアドアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。また、光配線区画の見直しについては、NTT東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。</p> <p data-bbox="416 651 1155 842">接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT東西様が主張されている平均世帯数（NTT東日本様においては平均50世帯）の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。</p> <p data-bbox="427 850 696 879">【ソネット株式会社】</p>	<p data-bbox="1193 212 2045 395">「光配線区画の範囲」については、当社は収容局ごとに、光配線区画がカバーするエリアの住所（番地号単位）、光配線区画の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供しており、当該情報を接続事業者が地図上にプロットしていただく等の方法により、ご確認いただけるものと考えます。</p> <p data-bbox="1193 403 2045 507">加えて、「光配線区画の世帯数」については、光配線区画ごとの加入電話等敷設数の情報を提供しており、それぞれの光配線区画に紐づく加入電話等施設数をご確認いただくことが可能です。</p> <p data-bbox="1193 515 2045 667">さらに、「見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果」及び「見直しの時期及び位置等の情報」については、接続事業者が取得された上述の情報を経時的に比較されることにより、ご確認いただくことが可能であると考えます。</p> <p data-bbox="1193 675 2045 906">以上のとおり、当社としては、これまで、接続事業者が各種情報を確認するために必要な素材データを提供することにより、接続事業者の加入者光ファイバ利用の促進・円滑化に努めてきたところであり、今後も同様に努めていく考えですが、現在提供している情報に加え、追加的に情報等が必要であるとのことであれば、個別のご要望として協議に応じていく考えです。</p>

再意見書

平成26年3月6日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

—平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る接続約款の措置—

平成26年3月6日
東日本電信電話株式会社

<H26以降の加入者光ファイバ接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>配賦見直し影響緩和措置 (予見性確保)</p>	<p><認可申請前に接続料水準や影響緩和措置の詳細について開示すべきとのご意見></p> <p>今回、メタル回線のコストの在り方に関する検討会（以下、メタル検討会）報告書を受けて講じられた施設保全費の配賦基準の見直しは、ドライカップ接続料の低廉化に一定の効果があったと考えます。</p> <p>しかしながら、加入光ファイバ接続料、及びドライカップ接続料双方における影響緩和措置の詳細（措置の発動有無、算定方法、影響額等）が認可申請前に開示されなかったため、平成26年度以降の接続料水準が事業運営に与える影響を接続事業者が事前に把握出来なかった点が課題であると考えます。</p> <p>上記を踏まえて、平成27年度以降の接続料については、例えば、毎年10月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、ドライカップ接続料、及び加入光ファイバ接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報をNTT東西殿に開示いただくといった、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>今回のように加入者光ファイバの接続料を将来原価方式で算定する場合においては、直近の実績等を踏まえて需要及びコスト等を認可申請直前まで検討しており、加入者光ファイバの接続料水準や、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき実施した加入者光ファイバとメタル回線との影響緩和措置に係る情報について、認可申請より以前に開示することは難しいと考えています。</p> <p>メタル回線に係る実績原価や稼働回線数等については10月末に情報開示をしていますが、その時期には、次年度の接続料申請に向けて加入者光ファイバも含め多数の接続料の算定を実施しているところであり、こうした算定に係る稼働が膨大であることから、同時期に同様の情報を開示することは極めて困難です。</p> <p>なお、メタル回線に係る予見性確保という観点からすれば、今後は今回申請した加入者光ファイバとメタル回線との間の影響緩和額は変えずに、それぞれで乖離額調整を実施することが適切であると考えており、加入者光ファイバの情報が無いとメタル回線に係る予見性が確保されないということにはならないと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し影響緩和措置 （平成 27 年以降の接続料）	<p> <平成 27 年以降の接続料が乖離額調整によって前年度を上回った場合、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じるべきとのご意見> </p> <p> 平成 27 年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整によって今回申請された料金よりも上昇し、前年度を上回る可能性があります。 </p> <p> マイグレーションが進展している状況の中、移行先の 1 つである光ファイバ接続料が上昇するようなことがあれば、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方のユーザー利便を損なう恐れがあると考えます。 </p> <p> したがって、乖離額調整により光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要と考えます。 </p> <p> 【KDDI 株式会社】 </p>	<p> 原則、適正な原価に基づき各機能の接続料を算定することが適切であると考えますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書において、配賦方法の見直しを行った結果、加入者光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、影響緩和措置を実施することとされたことから、今回は例外的にメタル回線との間で影響緩和措置を実施したものです。したがって、このような措置は最小限にとどめる必要があり、既に今回の申請において影響緩和措置を行っていることから、基本的にはこれ以上の追加の影響緩和措置を実施すべきではないと考えます。 </p> <p> また、平成 27 年度以降の接続料において、仮に加入者光ファイバ接続料が前年を上回った場合、メタル回線に追加的な負担を求めるといった影響緩和措置を再度実施することは、関係事業者の理解を得ることが困難になると想定されます。 </p> <p> したがって、平成 27 年度以降の接続料において、平成 25 年度以降に発生する乖離額調整については、今回申請した影響緩和額は変えずに、加入者光ファイバとメタル回線のそれぞれで実施することが適切であると考えています。 </p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>配賦見直し影響緩和措置 (合理性の検証)</p>	<p><配賦見直し影響緩和措置の合理性について審議会等の公の場で議論すべきとのご意見></p> <p>NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものであり、メタル回線とは位置付けが異なるものです。</p> <p>よって、その加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。</p> <p>今回の接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該報告書(案)への意見に対する総務省殿考え方(考え方16)において、「影響緩和措置をとる場合においては、接続料の認可申請を受けて、総務省において影響緩和措置の合理性を含め審査がなされることとなる。」とあります。光ファイバ接続料が競争環境に与える影響を鑑み、当該措置の合理性については、メタル回線と光ファイバの両接続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたつて厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。</p>	<p>平成26年度及び平成27年度の配賦見直し後の加入者光ファイバの料金が現行接続料を上回る水準となったことから、「メタル回線のコストの在り方について」報告書を踏まえ、加入者光ファイバからメタル回線に影響緩和措置を行っているものであり、恣意的な接続料の設定を行っているものではありません。</p> <p>なお、本報告書において、加入者光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、以下の通りとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、配賦方法の見直しの影響を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当 ・加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の要否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当 ・配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しが接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し影響緩和措置 (合理性の検証)	<p>す。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>加入光ファイバ接続料について、今回の認可申請においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しを実施し、更に接続料上昇を抑える影響緩和措置が講じられています。</p> <p>設備コストと乖離した恣意的な接続料設定は公正な競争を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、設備競争や技術革新が起らずに、結果として、国民が不利益を被ることに繋がることから、実施すべきではありません。</p> <p>影響緩和措置の合理性については、接続料の低廉化チェックだけではなく、当該措置が競争環境に与える影響を十分に考慮し、審査されるべきであり、その審査内容についても、審議会や接続委員会等の公の場で議論することが重要と考えます。</p> <p>【東北インテリジェント通信株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し	<p>＜光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような措置はとるべきではないとのご意見＞</p> <p>メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、日本再興戦略でも、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、更なるマイグレーションの促進や競争促進のためにも、継続的な低廉化が必要です。</p> <p>今回申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに引き続き低廉化傾向が維持されていますが、本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、ドライカップ接続料を抑制するために、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しより、接続料が前年度と比べ上昇してしまうところを、激変緩和措置を講ずることによって、低廉化傾向が維持されている状況となっています。</p> <p>ドライカップ接続料を抑制するためには、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申からの要請にあるとおり、一義的には、NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は本来取るべきではないと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>「本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた」とは何を意味しているのか不明ですが、今回申請した加入者光ファイバの接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第4章第2節（3）において適切とされている配賦基準の見直しを反映して算定を行っているものであり、当社としては、適正な原価に基づいて、接続料算定を行っています。したがって、今回の配賦方法の見直しを捉えて、「光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応」というご指摘には当たらないものと考えます。</p> <p>また、ドライカップ接続料の抑制にあたっては、従前からの新規投資の抑制等に加え、業務実施方法の見直しによる設備点検業務や故障修理業務の効率化、開通系システムの改善による事務処理稼働の削減、といった取り組みにより、引き続きアクセス回線に係るコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>しかしながら、こうしたコスト削減努力を前提としても、メタル回線需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>なお、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第1章においても、「メタル回線については、今回のコストの見直しを実施しても、今後も急激な需要の減少が続く場合には、接続料が上昇となる可能性が高い」とされています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
配賦見直し	<p>＜配賦見直しの具体的な見直し内容や影響額を開示すべきとのご意見＞</p> <p>メタル検討会報告書を受け、平成24年度および平成25年度に施設保全費の配賦基準が見直されており（平成24年度：電柱等・土木設備、平成25年度：ケーブル保守に係る費用）、今回申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の設備コストにおいても、当該見直し内容が反映されております。</p> <p>しかしながら、これら配賦基準の見直し内容については、現状、接続事業者が開示されておらず、接続事業者側から適正性を判断することは困難です。</p> <p>本見直しについては、加入光ファイバ、及びドライカップを利用する接続事業者双方の事業運営に大きな影響を与えることから、見直しの効果や適正性を把握可能とすると共に、将来的な環境変化に伴い再度配賦基準の見直しを検討する場合の判断材料とすべく、例えば、以下の情報をNTT東西殿に開示いただく必要があると考えます。</p> <p>＜開示を要望する情報＞</p> <p>① 見直し前後の配賦基準（比率）</p> <p>② 配賦基準毎の見直し影響額（ドライカップ・加入光ファイバ）</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>平成24年度及び平成25年度に実施した配賦基準の見直し内容については、「メタル回線のコストの在り方について」報告書第4章に記載されており、当社はその内容に従って配賦基準の見直しを実施しています。具体的には、電柱・地中設備については、架空ケーブル長比や管路ケーブル長比等により配賦していたものを、平成24年度より契約数比による配賦に見直しています。故障修理に係る施設保全費については、故障修理件数比により配賦していたものを、平成25年度より故障修理稼働時間比による配賦に見直しています。工事の設計・施工に係る施設保全費については、総芯線長比により配賦していたものを、平成25年度からは稼働調査により費用の内訳を設計業務に係るものと施工業務に係るものに区分した上で、設計業務についてはケーブル長比、施工業務は総芯線長による配賦に見直しています。</p> <p>ご指摘の見直し前後の配賦比率については、電柱・地中設備については下表の通りですが、故障修理及び工事の設計・施工に係るものの配賦基準については、入札等に影響する経営情報であるため、公表は差し控えさせていただきますと考えています。また、配賦基準毎の見直し影響額についても同様の理由により公表は差し控えさせていただきますと考えていますが、加入者光ファイバ及びドライカップの原価への影響は下表の通りです。</p> <p>なお、上記の情報については、今回申請した接続料の妥当性を検証可能とするため、総務省には提供を行っているところであり、総務省及び審議会において適正性の検証は可能であるものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見																																										
配賦見直し		<p data-bbox="1182 212 2056 268"><電柱・地中設備に係る配賦見直し前と配賦見直し後の配賦比率> (単位: %)</p> <table border="1" data-bbox="1182 272 2056 483"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">見直し前※</th> <th colspan="2">見直し後</th> </tr> <tr> <th>メタル</th> <th>光ファイバ</th> <th>メタル</th> <th>光ファイバ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱等</td> <td rowspan="2">H24実績</td> <td>78.3</td> <td>21.7</td> <td rowspan="2">63.3</td> <td rowspan="2">36.7</td> </tr> <tr> <td>地中設備</td> <td>69.8</td> <td>30.2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1182 491 1536 523">※見直し前の数値は試算値</p> <p data-bbox="1182 571 2056 643"><加入者光ファイバ及びドライカップに係る配賦見直し前と配賦見直し後の原価> (単位: 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1182 675 2056 866"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>見直し前※</th> <th>見直し後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光ファイバ</td> <td>H24実績</td> <td>118,170</td> <td>132,130</td> <td>13,960</td> </tr> <tr> <td>H25見込</td> <td>117,872</td> <td>139,077</td> <td>21,205</td> </tr> <tr> <td>ドライカップ</td> <td>H24実績</td> <td>248,675</td> <td>234,491</td> <td>▲14,184</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1182 890 1536 922">※見直し前の数値は試算値</p>						年度	見直し前※		見直し後		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ	電柱等	H24実績	78.3	21.7	63.3	36.7	地中設備	69.8	30.2		年度	見直し前※	見直し後	増減	光ファイバ	H24実績	118,170	132,130	13,960	H25見込	117,872	139,077	21,205	ドライカップ	H24実績	248,675	234,491	▲14,184
	年度	見直し前※		見直し後																																								
		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ																																							
電柱等	H24実績	78.3	21.7	63.3	36.7																																							
地中設備		69.8	30.2																																									
	年度	見直し前※	見直し後	増減																																								
光ファイバ	H24実績	118,170	132,130	13,960																																								
	H25見込	117,872	139,077	21,205																																								
ドライカップ	H24実績	248,675	234,491	▲14,184																																								

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整制度	<p>＜乖離額調整制度は原則として認めるべきではなく、仮に認めたとしてもNTT東西に起因する乖離額については乖離額調整を認めるべきではないのご意見＞</p> <p>東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ接続料は、将来原価方式にて算定されていますが、この将来原価方式においては、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第12条の2第1項で調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の将来原価への算入は原則として認められていません。しかしながら、自社、他社とも需要を積極的に見積もっていること等の理由で平成26年度からの3カ年の接続料の乖離額調整について、接続料規則第3条ただし書きによる許可を求める申請が行われています。</p> <p>将来原価方式は申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものです。また将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうことになるため、原則として認めるべきではないと考えます。</p> <p>仮に接続事業者の需要に係る不確定要素が大きい等により特例を認めるとしても、従来のように無条件ですべての乖離額を調整する方式ではなく、乖離が発生した要因を詳細に検証し、NTT 東西殿のフレッツ光等の販売が振るわず需要予測が下回った場合やコスト削減が計画通り進まなかった場合等 NTT 東西殿に起因する要因に係る部分については乖離額調整を認めないといった対応が必要であると考えます。</p>	<p>将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の実原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、今回の接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>仮に、こうした差額を調整する仕組みが存在せず、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、申請者としては、自社他社ともに将来需要は極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>また、費用や投資についても、積極的に見積もった需要を基に、最小限となるように効率化や単価低減を織り込んで算定していますが、需要の場合と同様に、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、費用や投資についても極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社の利用部門が負担しており、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。したがって、当社としては、効率的な業務運営を行う必要があるため、このような業務運営を行った結果として乖離額が発生した場合は、当社も含めた利用事業者にて十分に負担すべきものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整制度	【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	なお、平成22年度実績で▲58億円、平成23年度実績で▲65億円をそれぞれ翌々期の接続料原価を引き下げる調整を行っています。

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数	<p>＜光ファイバケーブルの耐用年数を見直すべきとのご意見＞</p> <p>メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数（13年）を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に見直される結果となりました。</p> <p>上記の考え方と同様に、加入光ファイバ接続料に係る設備（光ファイバ等）についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数（架空15年、地下21年）と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>加入光ファイバ接続料の算定に用いられる光ファイバケーブルの耐用年数については、架空ケーブル15年、地下ケーブル21年となっています。一方メタルケーブルについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」での検討の結果、平成25年度より光ファイバケーブルの2倍近い架空ケーブル28年、地下ケーブル36年となっています。</p> <p>平成25年11月28日付の接続料規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見書でも申し上げたとおり、ケーブルの耐用年数を決定する要因は、①ケーブルの劣化、②支障移転、③その他天災や事故等と考えられますが、②の支障移転及び③のその他天災や事故等は光ファイバ、メタルとも同程度に発生すると考えられるため、この耐用年数の差は①のケーブルの劣化によるものと想定されます。</p> <p>ケーブルは被覆材と芯材から構成されますが、被覆材</p>	<p>光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、耐用年数の見直しにあたっては、物理的な耐久性だけではなく、例えば、技術革新による設備の陳腐化に伴う更改や支障移転等の外生的な要因による撤去といった耐久性以外の要素も考慮することがあるため、一概に素材の耐久性のみを以って比較することは出来ないものと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数	<p>は光ファイバ、メタルとも同種の材料を利用しており耐久性は同程度と考えられます。芯線の材料は異なるため単純には比較できないものの、光ファイバケーブルの芯材がメタルケーブルの芯材と比較して大幅に耐久性が低いとは考えられません。NTT 東日本殿の光サービス紹介ウェブページ(※1)上には、メタルケーブルと比較した際の光ファイバケーブルのメリットとして「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」との記載があり、NTT 東日本殿も光ケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐久性を有すると認識されているものと考えられます。</p> <p>従って、現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。</p> <p>※1NTT 東日本殿ウェブページひかり LAN (FTTD) : http://www.ntt-east.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavri 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
需要	<p>＜将来原価方式算定において、需要を積極的に見込むべきとのご意見＞</p> <p>平成26年度から28年度までの3年間を算定期間とする「将来原価方式」の採用につきましては賛同致しません。しかしながら、今回申請がなされている接続料金につきましては、過年度と比較して低廉化傾向が緩やかになっており、市場の活性化を図るためには光ファイバ接続料金のさらなる低廉化が必要であると考えます。特に、光ファイバの需要については、市場の拡大が継続していることを鑑みても積極的に需要を見込む必要があると考えます。</p> <p>【ソネット株式会社】</p>	<p>今回の申請においては、光ファイバ需要の伸びが鈍化している中、合理的な範囲で、自社他社問わずに需要拡大を最大限積極的に見積もって算定しており、これ以上の需要の上積みは適切ではないと考えています。</p> <p>なお、今回の申請においても、これまでと同様にコスト削減等を最大限織り込み算定していますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき、光ファイバとメタル間の配賦方法の見直しを行ったことにより、接続料の低廉化傾向は緩やかになっています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
スタックテスト	<p>＜配賦見直し影響緩和措置前の接続料でスタックテストを行うべきとのご意見＞</p> <p>「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に基づき、接続料水準の妥当性について検証されていますが、本ガイドラインでは、「一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定されることにかんがみ、接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料の認可時等に、接続料と利用者料金の関係についての検証（スタックテスト）を行うことが適当」とされています。このことから、スタックテストを行うにあたっては、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利用者料金との関係について検証されるべきであり、激変緩和措置後の接続料でなく、激変緩和措置前の接続料（光ファイバのコストをメタル回線に付け替える前の接続料）を用いるべきと考えます。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>スタックテストは、実際に適用される接続料の水準が不当でないことを確認するための制度であることから、配賦見直し影響緩和措置後の適用接続料で実施することが適切であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p><故障修理時間や平均的な使用年数等を見直すべきのご意見></p> <p>シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>今回、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額ともに、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで低廉化が図られているかどうかといった観点から考えることが重要です。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間の見直し等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>FTTHサービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等にあわせた</p>	<p>光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正であるものと考えています。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを見直すような技術・環境の変化等が無いことから、現行の平均的な使用期間は適切なものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p> <p>【ソネット株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画の適正化	<p>＜光配線区画の世帯数の適正化、見直し内容等の開示を行うべきとのご意見＞</p> <p>光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>現在、NTT東・西の公開情報には、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新のH25年9月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT東日本で約58、NTT西日本で約37となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアドアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えるべきではありません。弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、未だにNTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>光配線区画の見直し状況については、見直しが完了するまでの間、半年毎に総務省にその状況を報告することになっていますが、接続事業者においても、自社が展開するビル又は展開を予定するビルにおける見直し状況は重要な情報であることから、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」に、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果（見直しを実施した光配線区画において、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数がどれだけ向上したか等）といった情報を追加して開示することが望ましいと考えます。</p>	<p>当社は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上で、より効率的に設備運営を行えるよう光配線区画を設定しています。</p> <p>大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせることにより、接続事業者はシェアドアクセス方式を用いて各世帯にサービス提供することが可能となっています。</p> <p>また、小・中規模マンションの場合は、周辺の戸建て住宅とマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせる、あるいは、分岐端末回線を宅内まで引き通すことにより、接続事業者は、シェアドアクセス方式を用いて、各世帯にサービス提供することが可能となっています。</p> <p>このように、接続事業者は、マンションの規模に関わらず、シェアドアクセス方式とするかシングルスター方式とするかを自由に選択することが可能であることから、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数にマンションにおける施設数が含まれていることは適切であると考えます。</p> <p>光配線区画の拡大にあたっては、接続事業者から要望があれば、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けの新たな光配線区画を設定する考えであり、昨年実施したトライアルの結果を踏まえ、本格提供の条件について平成26年2月5日に関係事業者の方々に対して説明会を開催したところです。</p> <p>また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを行っています。</p> <p>「光配線区画の範囲」については、当社は収容局ごとに、光配線区画がカバーするエリアの住所（番地号単位）、光配線区画の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供しており、当該情報</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画の適正化	<p data-bbox="427 212 696 240">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="416 292 1155 643">シェアドアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。また、光配線区画の見直しについては、NTT東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。</p> <p data-bbox="416 651 1155 842">接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT東西様が主張されている平均世帯数（NTT東日本様においては平均50世帯）の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。</p> <p data-bbox="427 850 696 879">【ソネット株式会社】</p>	<p data-bbox="1193 212 2047 280">を接続事業者が地図上にプロットしていただく等の方法により、ご確認いただけるものと考えます。</p> <p data-bbox="1193 288 2047 400">加えて、「光配線区画の世帯数」については、光配線区画ごとの加入電話等敷設数の情報を提供しており、それぞれの光配線区画に紐づく加入電話等施設数をご確認いただくことが可能です。</p> <p data-bbox="1193 408 2047 560">さらに、「見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果」及び「見直しの時期及び位置等の情報」については、接続事業者が取得された上述の情報を経時的に比較されることにより、ご確認いただくことが可能であると考えます。</p> <p data-bbox="1193 568 2047 799">以上のとおり、当社としては、これまで、接続事業者が各種情報を確認するために必要な素材データを提供することにより、接続事業者の加入者光ファイバ利用の促進・円滑化に努めてきたところであり、今後も同様に努めていく考えですが、現在提供している情報に加え、追加的に情報等が必要であるとのことであれば、個別のご要望として協議に応じていく考えです。</p>

再意見書

平成26年3月6日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社

だいいちとりしまりやくしゃちやう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

当該部分	当社再意見
<p>市場の活性化を図るためには光ファイバ接続料金のさらなる低廉化が必要であると考えます。</p> <p>【ソネット】</p>	<p>今回認可申請された加入光ファイバ接続料は、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しにより、本来のコストであれば今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、激変緩和措置を講ずることで、低廉化傾向が維持されている状況となっています。</p> <p>一方、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、調整額の影響とはいえ、接続料が上昇しています。</p>
<p>FTTH サービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等に合わせた定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p> <p>【ソネット】</p>	<p>シェアアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担する必要があります。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、更なる低廉化を図ることが必要であり、これによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>具体的には、先の意見書で述べたとおり、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間について、技術の進展や直近の工事实態を反映するために再計測を実施し、作業時間等の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>また、新しい技術開発が行われた場合には、速やかに再計測を実施し、接続料算定に用いる作業時間に反映するとともに、新しい技術開発がない場合においても、定期的に再計測を実施し、工事实態を確認、反映できる形にすることで、NTT 東・西及び接続事業者双方において、見直しの実施に係る予見性が確保されることから、例えば、3年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。</p>
<p>シェアアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区</p>	<p>左記意見のとおり、光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p>

<p>画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。また、光配線区画の見直しについては、NTT東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。</p> <p>接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT 東西様が主張されている平均世帯数（NTT 東日本様においては平均 50 世帯）の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。</p> <p>【ソネット】</p>	<p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、NTT 東・西においては、速やかに 1 光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があるとともに、光配線区画の見直し状況について、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果についても追加的に情報開示していくことが望ましいと考えます。</p>
<p>平成 27 年度以降の接続料については、例えば、毎年 10 月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、ドライカップ接続料、及び加入光ファイバ接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報を NTT 東西殿に開示いただくといった、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス】</p>	<p>加入光ファイバ接続料については、3 年間の将来原価方式で算定されていると同時に、今回も特例で乖離額調整制度の適用を求める認可申請が行われています。</p> <p>本来、将来原価方式では乖離額調整制度は認められているものではありませんが、仮に今回も乖離額調整制度が特例で認められた場合、平成 27 年度以降の加入光ファイバ接続料が変動することになり予見性を確保することが困難になります。</p> <p>したがって、平成 27 年度以降の加入光ファイバ接続料についても、ドライカップ接続料に係る情報開示と併せて、加入光ファイバ接続料の算定に必要な情報を開示すべきと考えます。</p>
<p>メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数（13 年）を超えて利用されているケーブルが多数存在したことが NTT 東西殿の調査から明らかになったため、平成 25 年度より使用実態に近い耐用年数として架空 28 年、地下 36 年に見直される結果となりました。</p> <p>上記の考え方と同様に、加入光ファイバ接続料に係る設備（光ファイバ等）についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数（架空 15 年、地下 21 年）と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p> <p>【イー・アクセス】</p>	<p>光ファイバは、サービス提供されてから数多くの技術革新がなされており、ケーブルの耐久性の向上等が図られていると考えられることから、光ファイバケーブル（中継区間、地下、架空、ドロップ、屋内）等光ファイバに係る設備の耐用年数について、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>特に、光屋内配線の平均的な使用年数（10 年）については、平成 22 年度に当該接続料が初めて設定されてから一度も見直しがなされておりませんが、光コンセント化され壁内に光ファイバが収容されるケースが増加することにより、全体の故障率も低減化されていると考えられ、平均的な利用期間も伸びていることが想定されます。</p> <p>そのため、光屋内配線の平均的な使用年数についても見直すべきであり、具体的には、</p>

<p>現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。</p> <p>【ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】</p>	<p>分岐端末回線から屋内配線まで 1 本の光ファイバを利用している引き通し形態が主流であることを踏まえると、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線（15 年）に合わせるべきと考えます。</p>
---	--

以上